

UIJターン就職支援制度を見直しました

新たな移住戦略の策定時において検証を行い、令和3年度から、以下のUIJターン就職者への支援制度を、下線部分について見直します。

・若者定住促進事業補助金(家賃補助)

UIJターンにより市内の事業所に就職をした 45歳未満の方で、民間の賃貸住宅を賃借される方に対して、月額家賃等の 1/3(上限10,000円)を 1年間助成。

・奨学金返済支援事業補助金

UIJターンにより市内の事業所に就職をした 35歳未満の方で、奨学金を返済されている方に対して、返済金額の一部(年額上限24万円)を助成。

※令和3年度は、助成対象期間を最大4年間とします。

なお、令和4年度以降、1年ずつ助成対象期間を短縮し、令和6年度末をもって新規受付を終了します。

・Uターン就職支援金

令和3年3月31日をもって制度を終了しました。

〈対象者〉

- 1:市外から市内に住民登録を移した方(※)
- 2:市内の事業所に就職をした方
- 3:1か2のいずれか早い日から1年を経過していない方
- 4:公務員の場合、会計年度任用職員や任期付職員など(正規職員は対象外)

〈市内の事業所〉

人事異動に伴う市外への転勤が予想される事業所は除きます。市内に本店があり、市外の支店などに通勤する方は対象となります。

(※)UIJターン就職者で、市内に住民登録をしたまま、市外の学校などに就学または事業所に就職・就業していた方は、市外に居住していたことの証明が必要です。

問合せ 雇用・産業創出課 ☎35-3182 広報ID 1002804

ご利用ください AI総合案内サービス

市民サービス向上のため、人工知能(AI)を活用した「AI総合案内サービス」を開始しました。

これは、行政サービスの手続きや制度に関するお問い合わせに対して、AIが会話形式で回答するものです。パソコンやスマートフォンなどから利用できます。

問合せ 行政経営課
☎35-3040



▲マスコットキャラクターの「さるぼぼ」がお答えします。



▲アクセスはこちらから

広報たかやまを あなたのスマホにお届けします

無料広報アプリ「マチイロ」で配信中

ダウンロードはこちらから



問合せ 広報公聴課
☎35-3134
広報ID 1008366

ブロック塀の撤去や板塀の設置工事への 助成制度を延長しました

倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去工事や板塀の設置工事への助成制度の期間を、令和4年3月31日までに延長しました。

いずれも令和4年3月末までに工事完了するもので、市内に本店・支店または営業所がある事業者に発注する場合に限りです。

■ブロック塀の撤去(広報ID 1010158)

対象工事 倒壊の恐れのあるブロック塀のうち、道路や公園などに面する部分の撤去(一部撤去含む)工事

対象経費 ブロック塀の撤去工事費、廃材処理費など

助成限度額 40万円(補助率2/3)

■板塀の設置(広報ID 1006102)

対象工事 ブロック塀を撤去した後に道路・河川に面する部分などに、長さ1.8メートル以上にわたり、板塀を設置する工事

助成限度額 67万5千円(補助率3/4)

※なお、ブロック塀の撤去を行わずに板塀を設置する場合にも助成制度があります。

問合せ ブロック塀の撤去:建築住宅課 ☎35-3159
板塀設置:都市計画課 ☎35-3180

